

老上西学区まちづくり協議会会則

(名称)

第1条 本会は、老上西学区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域の人びとの共通の願いの実現や課題の解決を図ると共に地域のコミュニティを強化し、お互いに支え合いながら豊かで安心して暮せるまち、住み続けたいと思えるまちづくりを進めることを目的とする。

(会員)

第3条 協議会の会員は、前条の目的に賛同する次に掲げる者および団体とする。

- (1) 老上西学区内の住民
- (2) 老上西学区内の町内会
- (3) 老上西学区内で活動する団体および事業を営む者
- (4) その他協議会が特に必要と認めた個人および団体

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業に取り組む。

- (1) 地域内分権の推進に関する事。
- (2) 地域まちづくり計画の策定および実施に関する事
- (3) 草津市のパートナーとして協働によるまちづくりの推進に関する事
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 25名以内
- (5) 監事 2名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代理する。
- (3) 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- (4) 理事は、会務の運営にあたる。
- (5) 監事は、協議会の会計および会務全般を監査する。

(役員の仕事および任期)

第7条 役員は、評議員会において第3条第2号および第3号に規定する会員の代表者またはそれらの者から推薦を受けた者の中から選任する。

- 2 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項の代表者または推薦者に変更があった場合は、変更を受けた者が、その職責を承継する。但し、その者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会に次の会議を設ける。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 部会

(評議員会)

第9条 評議員会は、代議員制とし、50名以内の評議員で構成する。

- 2 評議員会は、協議会の最高議決機関として、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業の計画および報告ならびに運営に関すること。
 - (2) 予算および決算に関すること。
 - (3) 会費の額を定めること。
 - (4) 会則の制定および改正に関すること。
 - (5) 役員の選任に関すること。
 - (6) その他評議員会に付すべき事項に関すること。
- 3 評議員会は、会長が招集する。
- 4 評議員会は、評議員の2分の1以上の出席（委任状を含む。）がなければ開くことができない。
- 5 評議員会の議長は、出席した評議員の互選により選出する。
- 6 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数の同意を得てこれを決する。

(評議員の職務等)

第10条 評議員は、評議員会における審議のほか、協議会の運営および活動に関して、適宜意見、要望または提案をすることができる。

- 2 評議員は、第3条第2号および第3号に規定する会員の代表者またはその者から推薦を受けた者とする。
- 3 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第2項の代表者または推薦者に変更があった場合は、その職責を承継する。但し、その者の任期は、前任者の残任期間とする。 (理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長、会計および理事で構成する。

- 2 理事会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 評議員会に付議する事項に関すること。
 - (2) 事業の執行に関すること。
- 3 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 理事会の議長は、会長が務める。

(部会)

第12条 部会は、次に掲げる部員で構成する。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 若干名
- (3) 部員 若干名

2 部会長および副部会長は、第5条に規定する役員の中から会長が指名する。

3 部会は、次に掲げる事項を審議、実行する。

- (1) 部会の事業の計画および報告ならびに運営に関すること。
- (2) 部会の事業の企画および執行に関すること。

4 部会は、必要に応じて部会長が召集する。

(部員の職務等)

第13条 部員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 部会長は、部会を代表し、部会を総括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 部員は、部会の事業を企画・立案し、実施にあたる。

2 部員は、第3条第2号および第3号に規定する会員の代表者から推薦を受けた者の中から会長が委嘱する。

3 部員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、第2項の代表者または推薦者に変更があった場合、会長はその者に委嘱換えをする。委嘱換えを受けた者は、その職責を承継する。但し、その者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第14条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、協議会に対して助言を行い、必要に応じて意見を述べることができる。

(事務局)

第15条 協議会の円滑な運営を行うため、老上西まちづくりセンター（草津市矢橋町5-26番地1）内に協議会の事務局を置く。

2 事務局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局員 若干名

(経費)

第16条 協議会の経費は、会費、負担金、交付金および委託金等の収入をもってこれにあてる。

2 会費の額は、評議員会の議決を経て定めなければならない。

(徴収等)

第17条 会費は、第3条各号に規定する会員から徴収することができる。

2 会費の額の全部または一部を免除することが適当であると理事会において認めたときは、減免することができる。

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、理事会で定める。

付 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成31（2019）年4月20日から施行する。

付 則

この会則は、令和2（2020）年4月27日から施行する。